

# 伊方原発をとめる会ニュース

2017年4月27日 NO.22

〒790-0003  
松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル3F  
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991  
ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>  
メール [ikata-tomeru@nifty.com](mailto:ikata-tomeru@nifty.com)

## 原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会 6月から署名活動がスタート！

「原発をなくし安心して暮らせる愛媛県にしてください」と中村時広愛媛県知事に届ける新しい署名活動の準備を進めています。愛媛県内の全世帯にチラシを届け、住民の皆さんとの対話を広げながら、30万筆を超える署名をめざす、かつてない壮大な規模の署名活動です。署名集めは6月から始め来年3月末まで取り組みます。

2月28日に「原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会」結成集会および「第1回呼びかけ人会議」を開催し、「えひめ県民署名の会」がスタートしました。

現在、愛媛県下20市町に、署名活動を担っていただく「呼びかけ人」のグループをつくる活動をしています。署名活動の時期、方法等は各市町のグループが決定し実施しますので、各市町のグループをつくる必要があります。5月27日の「署名スタート大集会」までには、20市町すべてにグループをつくるべく、活発に活動しています。



県民署名の会結成集会 (コムズ)

すでに「呼びかけ人」になっている方には各市町のグループから集会等の連絡が届いているかもしれませんが、まだ「呼びかけ人」になっていない方には、各市町の集会等の情報を「とめる会」事務局から連絡します。ぜひ「呼びかけ人」になって署名活動に参加してください。またカンパもよろしくお願いします。

安藤 哲次(えひめ県民署名の会事務局長)



稼働中の伊方原発

えひめ県民署名 6月スタート	1
仮処分(大阪高裁・広島地裁)緊急報告集会	2~3
目次 連載 会員インタビュー 長生博行さん	4
映画「太陽の蓋」上映会報告	5
3・11 岡村眞講演会、集会&デモ	6
次 連続学習会「乾式貯蔵と廃炉を考える」	7
映画「日本と再生」上映会案内	8
これからの予定、編集後記	8

## 原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会 キックオフイベント「署名スタート大集会」

2017年5月27日(土) 13:30~

コムズ(松山市男女共同参画推進センター) 5F 大会議室

ご参加をお待ちしています。

# 伊方3号炉運転差止仮処分 緊急報告集会を開催 大阪高裁・広島地裁の不当な決定に抗議！



(左から、中川弁護士、草薙事務局長、薦田弁護士)  
原発差止仮処分 緊急報告集会 (コムズ、3・30)

## 不当な決定に抗議

3月28日に大阪高裁が、30日に広島地裁が、相次いで原発差止請求を棄却する決定を行いました。

これを受けて、30日18時から、「伊方原発をとめる会」はコムズにおいて報告集会を開催しました。緊急の呼びかけにもかかわらず、50人の参加がありました。

大阪高裁は関西電力高浜原発の運転を差止めた大津地裁の決定を取り消し、広島地裁は伊方原発3号機の運転差止めを求める住民の仮処分申立を却下しました。

報告集会は、草薙事務局長の「住民の命を無視した国策従属決定だ」との開会の挨拶で始まり、薦田伸夫・伊方原発をとめる弁護団長及び中川創太弁護団事務局長から、「二つの決定は福島原発事故以前の論理で共通」、「新規制基準を安全基準とし、それに合致しているかどうかだけを審理」、「司法の責任を省みない立場」と厳しい批判の言葉が語られました。

## 裁判の独立を放棄

とりわけ広島地裁の決定で、「同じ原発について複数の裁判所に仮処分が申し立てられている状況下で、異なる司法審査の枠組みは望ましくない」、「上級審で唯一確定している九州電力川内原発についての福岡高裁宮崎支部の審査の枠組みを参照するのが相当」

と述べていることについて、憲法が定めている法律と良心にのみ従うべき裁判官の責務を放棄するに等しいと、厳しく指摘しました。

その後、会場の質問に対して、両弁護士から丁寧な補足説明が行われました。

また、松山地裁の仮処分決定の見直しについての質問に応じて、薦田弁護士は審尋の様子を詳細に報告し、「裁判官が自身の頭で考えるなら、勝利は間違いないと確信している」と語りました。

「とめる会」共同代表の須藤昭男さんが閉会の挨拶を行い、集会は終了しました。

## 住民側が即時抗告

広島地裁の決定については、4月13日、住民側は、決定を不服として広島高裁に即時抗告しました。

住民側の甫守一樹弁護士の発言として、広島地裁は基準地震動の合理性を疑いながら申し立てを退けた。本来なら少しでも安全性に疑問があれば運転を容認しないはずだ。決定は論理的でなく、原発の安全性を本気で調べる姿勢が見えない。高裁では住民側の主張に合理性があると分かってもらえるはずだと報道されています。(愛媛新聞2017.4.14)

四国電力伊方3号炉の運転差止めを求める仮処分の申し立ては、松山地裁、大分地裁、山口地裁岩国支部でも出されています。運転差止の訴訟(本訴)は、松山地裁、広島地裁、大分地裁で係争中です。

## 審理終結にもかかわらず 四電は大阪高裁決定書を提出

4月5日、四国電力は、高浜原発の運転を差止めた  
大津地裁の決定を取り消した大阪高裁の決定書(3月  
28日)を、書証(証拠)として松山地裁に提出しました。

これに対して、伊方原発をとめる弁護団は、その日  
の内に、「進行に関する意見書」を松山地裁に提出、  
審理終結後の提出であること、四電の主張に疑義を呈  
している広島地裁決定は提出せず、直接関係のない  
大阪高裁決定のみを提出していることを批判し、申立  
人の主張、立証の機会を確保するよう要求しました。

意見書が認められ、当方の弁護団は、5月26日まで  
に、反論書を提出することになりました。

松山地裁の仮処分決定は、この日以降になりま  
す。



広島地裁前  
3月30日

2017年3月30日

### 伊方3号炉広島地裁決定についての声明

伊方原発をとめる弁護団  
伊方原発をとめる会

1. 本日、広島地方裁判所は、伊方原発3号炉について、運転差止を求める仮処分の申立を却下した。福島原発事故の悲劇に目を塞ぎ、福島原発事故を防ぐことができなかった司法の責任を忘れた許し難い決定である。
2. しかも、その決定理由は、原子力規制委員会の審査に適合した原発については、審査基準に不合理な点がなく、基準適合性の判断に不合理な点がなければ原発の安全性が認められるとするもので、福島原発事故以前の旧態依然とした論理に基づく、不当極まりない決定である。その上、基準地震動、基準津波、火山事象等について、四国電力や原子力規制委員会の考え方をなぞっただけに過ぎず、住民の権利を守るという視点は完全に欠落している。しかも、内陸地殻内地震についてのすべり量飽和の問題や入倉・三宅式の問題について、四国電力の想定の合理性について確証を得られなかったとしながら、本訴で審理すべきであるとして、その危険性に目を瞑ったことは看過し難い責任放棄である。
3. 私達は、このような決定を断じて許すことは出来ない。
4. 伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近にある上、南海地震の震源域にあり、地震による危険性は全国でも飛び抜けている。しかも、事故が発生した場合には、佐田岬の半島側に居住する約5000人もの人々が避難出来ないことも常識となっていると言って過言ではない状況にあり、閉鎖性水域である瀬戸内海が死の海になることは必定である。
5. 伊方3号炉について、近々に松山地方裁判所において仮処分決定が予定されているが、松山地方裁判所では、高知大学の岡村眞教授が中央構造線の危険性を具体的に指摘するプレゼンを行っていている。また、愛媛新聞が本年2～3月に行った県民世論調査では、実に89.0%もの県民が不安を感じ、68.4%もの県民が再稼働に反対の意を示している。
6. 松山地方裁判所での仮処分決定では、中央構造線の危険性を直視した、地元県民の不安に応えた正当な決定がなされ、裁判所が基本的人権の擁護という本来の使命を果たすことを私達は確信している。

以上

## 原告、当たり前のこと

今号から「伊方原発をとめる会」の会員さんの人物紹介のインタビュー・コーナーを設けます。トップバッターは、伊方町在住の伊方原発運転差止訴訟第3次原告である長生(ちょうせい)博行さん(50歳)です。



長生博行さん (株)佐田岬共販作業場で

### 農薬被害を身体で実感

問 長生さんは、合併前の三崎町（現在は伊方町）で、生まれ育ったんですね？

長生 はい、三崎町二名津（ふたなづ）で生まれ育ち、今もそこに住んでいます。

問 ご両親は、たしか柑橘専業の農家でしたねえ。

長生 ええ、そうです。自分も子どもの頃から作業を手伝っていました。でも、高校生の頃には柑橘の跡は継ぐまいと考えていました。と言うのは、除草剤やら殺虫剤や収穫後の防腐剤などの臭いがイヤで、皮膚が負けるし（肌荒れ）。どうしてこんなに大量の農薬を使うのかと疑問を持ち、調べ始めました。そして農薬漬けの農業を、自分はしないと決めたのです。

### 人の役に立つ仕事がしたい

問 そんなことから、県立三崎高校を卒業後は地元の郵便局にお勤めになったのですか？

長生 ええ、でもミズが合わなくて、7年目には辞めたいと申し出たのですが、そのつど慰留され「もう1年、もう1年」と勤務し、10年間勤めた後に辞めました。

問 ミズが合わないとは、どういうことで？

長生 自分は「人のために役に立ちたい」と願って公務員（当時）として郵便局に就職しました。そして「あまねく公平に」との標語に魅せられていましたが、そうした理念から程遠い職場の実態に幻滅したための退職でした。

### 43歳で勤務先の倒産

問 郵便局を退職されてから、どうされました？

長生 地元の小さな土建屋さんに就職しました。当時28歳でしたが収入が半分以下になったため、ローンで船を購入して休日を利用して、釣り人を乗せる遊漁船事業を副業にしました。フェリーの綱とり（着岸時）のバイトもしました。

問 建設業の仕事は、どうでしたか？

長生 公共事業が多く、道路拡張とかで自分の仕事が形となって残り、地元の人も喜んでくれるし、仕事も面白く、やりがいを感じていました。しかし、12～13年目に倒産してしまいました。小泉改革による建設業不況のためで、43歳のときでした。

〈波乱に満ちた半生は、紙面の都合により割愛。現在は、ハチミツ、わかめ、ひじき、無農薬の柑橘などの生産を手がける(株)佐田岬共販の社長として注目を浴び、FM愛媛のラジオ番組で中村愛媛県知事との対談が放送されたこともある。〉

### 地すべり地帯で避難は困難

問 ところで、原発については、フクシマ以前から関心を持っていたのですか？

長生 物心ついた頃には伊方原発は稼働していましたが、チェルノブイリの事故（1986年）の頃には、「本当に安全なら東京に原発をつくれば良い」と思っていました。

問 裁判所に出した陳述書を見ると、建設工事の作業体験からも伊方原発の危険を実感されているんですねえ。

長生 このあたりは地すべり地帯です。大きい地震が起きたら、トンネルや道路は間違いなく崩落してしまって避難なんか出来ません。また、海面から10～20メートル高いところに「すな田」とか「イルカ田」という地名があり、昔の津波で砂が溜まった所、イルカが打ち上げられた所と言いつたわれています。大規模な自然災害に原発は持ちこたえられないでしょう。

問 運転差止訴訟の原告になったのは、どういう経緯ですか？

長生 配られてきたチラシ（「とめる会」発行）を見て、チラシに付いていた返信ハガキを出したら、「原告になってください」と頼まれたからです。

問 伊方町内からの提訴ということで、波風が立たないかなどの心配や躊躇はありませんでしたか？

長生 別に。（反対している自分にとっては）当たり前前の行動で、特別なことではないと思っていました。しがらみがあって言えない人もいるが、自分にはしがらみはないし。

問 原告としての新聞報道などで、良い影響と悪い影響があったと思いますが・・・？

長生 良い影響はまったくなし。悪い影響はいろいろで、役場などの雰囲気も。でも、ひと頃に比

べると和らいできているなど感じます。個人的には、「よう言うてくれた」という人もいました。

問 ご家族は？

長生 原発のことは、ほとんど話題に出ません。でも、先日の裁判所の決定（再稼働容認）のとき、母（75歳）は「（裁判所は）馬鹿じゃねえ」とボソッと言っていました。

問 最後に、読者のみなさんに伝えたいことを、お願いします。

長生 裁判の結果がどうであれ、原発はダメとみんなで言い続けましょう。言い続けることが、全体が変わっていくことにきつとつながります。それは原発問題だけでなく、何事にも通じることだと確信しています。

-----  
[インタビューを終えて]

農産物だけでなくハチミツも農薬漬けであることを、私は初めて知った。「原発事故と同じですよ、基準を緩めてOKにするんです」と長生さんは、あっさり言う。インタビューは佐田岬半島の突端部に近い惣佐田岬共販の作業場で行ったが、風光明媚という言葉がぴったりの地域だった。（編集委員・松浦秀人記）

## 報告 映画「太陽の蓋」の上映会と福島からの避難者のお話

田淵 紀子（福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ）

今年も、あの忌まわしい3月11日がやってきました。ふるさとから遠く離れ、愛媛に避難された方々にとって、6年もの歳月はどう映っているのでしょうか。そして、愛媛に住む我々は、あの重大事故から学んだ教訓を生かし切れているのでしょうか？ そういった疑問からたどり着いたのが、事故当時の官邸や東電の動きをドキュメンタリーふうに再現した映画「太陽の蓋」上映会の企画でした。

あの時に何が起こっていたのかを映画を見ながら追体験することで、忘れかけていた記憶を呼び起こし、風化しかけている事件をいま一度思い起こそうと思ったのです。

上映会には「伊方原発をとめる会」や「NPO 法人えひめ311」の後援、「マネキネマ」の協力をいただいたほか、地方紙に上映会のお知らせを載せてもらったり、宅配生協等にチラシを入れさせてもらったり、また、知り合いの皆様、周囲にお声かけをしていただいたりしたおかげで、3月18日の上映会当日は、午前午後ともに、コムズ大会議室が満席になるほど、たくさんの人たちに足を運んでいただきました。

なかでも驚いたことは、参加者のほぼ3分の1は、新聞やチラシを見てこられた当日券の利用の方たちだったということです。普段、政治的な内容の映画やトークは敬遠されがちなのです。しかし、ことが原発避難の問題になると、他人事ではありません。今回の集客状況は、伊方原発

事故への危機感を一般の方々がかひしひしと感じていることの現れなのではないでしょうか。

この企画には、原告である避難者の方も賛同してくださり、映画終了後にご自分の心情を語る時間を設けました。新妻秀一さんと渡部寛志さんは、事故当時の避難の様子、避難生活の現状や不安、被災者を切り捨てる国や東電の責任のたがれの態度への怒りなど、静かに語られました。参加者の皆様の心に届いたことと思います。



上映後、お話をする新妻秀一さん

# 福島をくり返さない - 伊方原発をとめる3・11集会&デモ

## 報告 原発事故から6年「地震と活断層を語る」講演会



講演をする岡村眞さん

東京電力福島第一原発事故から丸6年の3月11日、伊方沖の中央構造線が活断層であることを発見したことで知られる岡村眞・高知大防災推進センター特任教授を招いて、松山市コムズで講演会を開催し180人が参加しました。

### 四電の「基準地震動」の過小評価を暴く

岡村教授は昨年11月に、松山地裁の仮処分の審尋（非公開）で、住民側の立場で行ったプレゼンテーションの資料を90分かけて分かりやすく話しました。

巨大地震のデータが得られるようになってまだ20年弱、現在の科学で将来発生する地震を正しく想定することは不可能。昨年だけでも熊本地震など、マグニチュード5.3以上の地震が4回あったが、いずれも最大の揺れは1000ガルを越えている。伊方原発の「基準地震動（耐震設計の目安となる揺れ）」650ガルはあまりにも過小評価だと訴えました。

四国電力の「基準地震動」の設定が過小になっている事実について、四国電力が採用している壇他の計算式の図も示して、根拠の極めて薄い仮説であること、先にある結論に対して都合の良い論文を引用していることを説明しました。四電がもっとも危ういラインではなく真ん中より下をとっていることを見て、参加者からは驚きと憤りのため息が聴かれました。

また、南海プレートに押された圧縮状態で地震が発生し、その後、そのエネルギーが開放される過程で、中央構造線の横ずれによる地震が発生しやすくなる可能性があるとの指摘もありました。

そして、伊方原発の最大の危険性は、あまりにも活断層に近く、震源との距離が近い場合には、原子炉へ

の制御棒の挿入が間に合わない危険性があることが語られました。伊方原発は、とめる他ないことがいっそう鮮明になりました。

### 伊方原発をとめる3・11集会&デモ

コムズでの講演会の後、17時から松山市駅前坊っちゃん広場で「福島をくり返さない - 伊方原発をとめる3・11集会」を開きました。

草薙事務局長からの主催者挨拶、参加者の皆さんからのリレートークの後、集会宣言(案)が読み上げられ、拍手をもって採択されました。

集会宣言では、東京電力福島第一原発事故から6年経過した今も、高放射線量のため廃炉作業はできず、事故は収束されず、汚染し続けている。

8万人以上の人が故郷を追われたままであり、留まった人々も不安と苦悩を背負っての日々である。

福島での甚大な原発事故がなかったかのように、伊方原発は昨年、再稼働が強行された。伊方原発は巨大地震から逃れることはできない。避難計画は机上の空論であり、事故があれば、住む場所を追われ、瀬戸内海は死の海となる。しかも事故の責任は誰もとらない。

伊方原発をはじめ、すべての原発を直ちに廃炉にすべき。「核のゴミ」をこれ以上増やすことは許されない。伊方原発をとめましょう！ と訴えました。

集会後は、参加した個人、団体が思い思いの横断幕、プラカード、幟旗などを掲げ、松山市内中心部の商店街を歩いて、「福島をくり返すな!」、「伊方原発は運転をやめろ」、「危険な原発どこにもいらない」、「原子力には未来がない」と訴えながら、愛媛県庁前までデモ行進しました。



伊方原発をとめる3・11 デモ

# 連続学習会「乾式貯蔵と廃炉を考える」に参加して

越智 勇二（伊方原発をとめる会幹事）

講師の岩井孝さん



2月5日、岩井孝さん（元日本原子力研究開発機構労働組合中央執行委員長）を講師に「乾式貯蔵と廃炉を考える」学習会を愛媛県生活文化センターでもちました。

## すぐにはできない乾式貯蔵

使用済み核燃料の乾式貯蔵は、湿式（燃料プールに保管）で数年間十分冷やした後、100℃以下になってから円筒形のステンレス容器（キャスク）に収納します。その際、ヘリウムガスを充填し、中蓋と外蓋の2重構造にし、外側の圧力が下がらないよう維持管理する必要があります。そして、貯蔵施設の中に、容器ごと垂直または水平に並べ、低い位置から外気を取り入れ、高い位置の窓から温まった空気を排出するという、動力を使わない冷却をするというわけです。

原子力発電に使用した核燃料は、とても高温で、いきなり乾式貯蔵ができません。そこで、使用済み核燃料を湿式（プールの水で直接冷やしその水を循環させる海水で冷やす仕組み）によって冷やす必要があります。水を失うと酸素と反応して高温になり、メルトダウンを起こしコントロールがきかなくなるからです。伊方3号炉で使用しているプルトニウムを含むMOX燃料は、湿式での冷却に50年から100年がかかり、百害あって一利なしと岩井さんは指摘されました。

## 問題点がいっぱい

ここで乾式貯蔵の問題点を考えてみました。

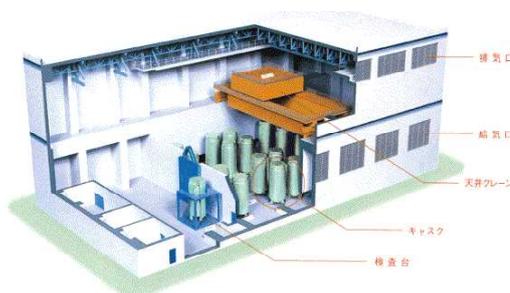
第1点は、最終処分場が決まらない中では、この乾式貯蔵施設が、中長期貯蔵所として残り続けるということです。仮に廃炉が決まって、50年ないし100年後に原子炉がなくなっても、引き取り手のない乾式貯蔵所が残り続けるから、建設の前には、地域住民や子や孫たちに十分な説明をし、覚悟を求める必要があります。

第2点は、使用済み核燃料は、被覆が破れ、途中生成の核物質が混在し、長期間放射線や中性子線を出し続けるから、被曝対策が必要です。

第3点は、材質の問題です。ステンレスの主成分は鉄ですから、放射線や大気中の酸素や水分によって劣化が進むと考えられます。考古学では、鉄器は酸化されて1千年以上は形が残らないのが常識です。

プルトニウムの半減期は4万年ですから、数十万年管理し続けなければなりません、その間の地殻変動にはとても耐えられそうにありません。

第4点は、湿式貯蔵施設の容量がいっぱいになりそうだから、緊急避難的に、十分冷えている核燃料を乾式へというのは、ことの重大性に鑑みると、安直だと思います。十分な安全確認と、専門家を交えて合意形成が必要だと思います。



日本原電東海第2乾式キャスク貯蔵施設  
（日本原電のHPから）

広島地裁・第3次提訴



## 近藤享子さん広島・運転差止訴訟の原告に

4月19日、広島地裁で、伊方原発運転差止広島訴訟の第5回口頭弁論にあわせて、第3次提訴が行われました。新たに67人が加わり、原告は212人になっています。

広島の裁判には、すでに愛媛からも本訴の原告や仮処分の申立人として参加している方はいますが、今回、八幡浜市の近藤享子さんが夫（誠さん）の遺志を継いで原告になりました。「事故が起きれば、長年暮らしてきた八幡浜を離れることになる、生きる糧を失う。原発の電気は知らない。電気より命が大切と訴えたい」と述べています。

# 『日本と再生 光と風のギガワット作戦』 上映会のご案内



日時 2017年5月20日(土)  
10:30～ 14:00～  
会場 コムズ5F大会議室  
(松山市男女共同参画推進センター)  
料金 1,000円  
主催 伊方原発をとめる会  
協賛 原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会

映画「日本と原発」を制作した河合弘之弁護士の最新作です。ぜひお越しください。

太陽、風、地熱、バイオマスetc. よくよく見れば、日本は資源大国！ 地域も経済も再生させる作戦を開始しよう。福島原発事故であぶり出された原発利権構造。日本政府は執拗に原子力発電の復活を目論んでいる。全ての原発を止めようとする脱原発弁護士・河合弘之は『原発を無くしても、自然エネルギーで地域も経済も再生できる』と信じ、世界の自然エネルギーの実情を知る旅に出た。同道するのは反骨の環境学者・飯田哲也。ドイツ、デンマーク、中国、アメリカetc.. 電力輸出が増大するドイツ！「日本と原発」の監督が活写する自然エネルギーの大いなる世界！（映画の宣伝チラシから）

＜上映については、映画の中でも紹介されている㈱日本エコシステムから上映料の支援を受けています。＞

## ◆◆ これからの予定 ◆◆

- 5/3 (水) 5・3えひめ憲法集会  
愛媛県民文化会館 10:00～
- 5/20 (土) 『日本と再生』 上映会  
コムズ 10:30～ 14:00～
- 5/21 (日) ライブアースまつやま2017  
堀之内やすらぎ広場 10:00～
- 5/27 (土) 県民署名：スタート大集会  
コムズ 13:30～

## カンパのお願い

伊方原発をとめる会の2017年度会費納入については、次号でご案内します。

今号のニュースには「えひめ県民署名の会」の郵便振替用紙を同封しています。「えひめ県民署名の会」へのカンパをよろしくお願いします。今回の署名は、愛媛県の住民に限定して集めるものですが、大規模な署名活動には、多額の費用がかかります。県外の皆さまもカンパにどうぞご協力ください。

## ＜編集後記＞

3月20日、被爆医師・肥田舜太郎先生が逝去された。100歳での大往生だった。先生は、報道各社が大きく報道したとおり巨大な足跡を残された。陸軍軍医であった28歳のとき広島で被爆され、戦後は被爆者に寄り添い6000人余の被爆者の診療に勤められた。また戦後いち早く海外に目を向け、30カ国を超える異郷に赴き「人類と核兵器は共存できない」と訴え続けてきた。さらには、日本で初めて内部被曝にかかわる学術書を自ら翻訳出版し、それまで知られていなかった低線量・内部被曝による健康被害に警鐘を鳴らし続けた方だった。

そうした経歴から、3・11以降は全国各地から講演依頼が舞い込み、体調を心配する関係者の制止を振り切って、東奔西走された最晩年であった。松山にも95歳のときにお見えになって講演をされた。30年ほど前から編集子は先生とご厚誼を得、そのご縁もあって伊方訴訟の第4次原告になって下さっていた。

先生の希求された核兵器禁止条約が国連の場で議論され実を結ぼうとしている矢先に、先生は旅立たれた。先生のご遺志を受け継ぎ、核兵器も原発もない世界の実現を目指したい。安らかにお休みください。

新企画のインタビュー記事、ご感想は？ 松山地裁の仮処分決定が時期不明ということから、今号は記事編成に悩んだ挙句の紙面となった。ご意見、ご感想をお寄せ願いたい。(H)